

現場代理人及び技術者の適正配置に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 6 月 1 日改正

公共工事においては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の適正な配置が必要となります。以下の内容は、これらの現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び経營業務管理責任者の取扱いに関する事項です。

第 1 章 建設業法で必要とされる技術者について

第 1 節 営業所の専任技術者について

建設業法では、建設業の許可要件として、営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。(建設業法第 7 条第 2 項、第 15 条第 2 項)

1 工事現場に配置する技術者との兼務について

営業所の専任技術者は、「営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者」とされているため、工事現場に専任を要する監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）にはなれません。

ただし、次の全ての条件を満たす場合に限り、工事現場に専任を要しない主任技術者を兼ねることができます。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ③ 請負業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があること
(営業所における専任の技術者の取扱いについて (平成 15 年 4 月 21 日付け国総建第 18 号))

2 現場代理人との兼務について

現場代理人は、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として営業所の専任技術者との兼務は認められません。ただし、現場技術者の専任配置を求めない工事(予定価格が 3 千 5 百万円 (建築一式工事である場合は、7 千万円) 未満の工事)については兼務を認めることとします。

第 2 節 建設工事の現場に配置する技術者について

1 主任・監理技術者の区分について

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の技術上の管理をつかさどる者として、元請、下請、請負金額にかかわらず主任技術者を配置しなければならないこととされています。（建設業法第 26 条第 1 項）

また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計（以下「下請総額」という。）が 4 千万円（建築一式工事の場合は、6 千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないこととされています。（建設業法第 26 条第 2 項）

久留米市では、発注段階で下請総額が分からないことから、当該金額にかかわらず、予定価格が 8 千万円以上の場合に、監理技術者の配置を求めることとしています。

2 直接的かつ恒常的な雇用関係について

工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等については、請負業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、久留米市では、入札書の締切時点で、請負業者との間に 3 ヶ月以上の直接的雇用関係を求めています。また、他社からの出向者や派遣者等は原則として認めていません。（監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日付け国総建第 315 号））

3 技術者の専任について

建設業法では、公共性のある工作物に関する重要な工事について、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、請負代金の額が 3 千 5 百万円（建築一式工事である場合は、7 千万円）以上の工事にあつては、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者※1 でなければならないとされています。（建設業法第 26 条第 3 項）

久留米市では、元請業者には、請負代金の額にかかわらず、予定価格が 3 千 5 百万円（建築一式工事である場合は、7 千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者の専任を求めています。

※1 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。（監理技術者制度運用マニュアル）

4 工事現場に専任を要しない期間について

契約工期中において工事現場に専任を要しない期間については、監理技術者制度運用マニュアルに定められていますが、久留米市では以下のおり運用することとしています。ただし、いずれの場合も、発注者と受注者との間で次に掲げる期間が仕様書若しくは打合せ記録簿等の書面により明確となっている場合に限ります。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間

- ① 現場施工の着手日が仕様書等に明記されていない場合、契約締結の翌日から 7 日以内で、かつ着工届提出日（着工日の前日）までの間
- ② 現場施工の着手日が仕様書等に明記されている場合、当該着手日の前日までの間

- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成届の提出後の期間

5 建設工事の現場に配置する技術者の途中交代について

現場に配置する技術者の変更は、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則として認めていません。これが認められる場合としては、技術者の死亡、病休または退職等の真にやむを得ない場合のほか、受注者の責によらない大幅な工期延長や工場での製作期間から現場での据付期間に移行する場合等に限ります。

なお、その場合であっても、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件に適合している等）以上に確保されるとともに、監督職員等との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることを必要とします。（監理技術者制度運用マニュアル）

6 建設工事の現場に専任を要する主任技術者の兼務要件の緩和について

請負代金の額が3千5百万円（建築一式工事である場合は、7千万円）以上の工事のうち、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事の管理をすることができるとされています。（建設業法施行令第27条第2項）

久留米市では、以下の要件に該当する場合のみ建設工事の現場に専任を要する技術者の兼務を認めることとします。

兼務申請の手続きについては、市ホームページ（入札契約情報 > 入札・契約・請求手続き（工事・業務委託等））を参照して下さい。

- ① 兼務する工事の一方が、専任を要する工事（「第2節 3」に該当）の場合で、もう一方が予定価格1千万円未満の土木一式工事であること。
- ② 密接な関係にある工事であること
密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事※2又は施工にあたり相互に調整を要する工事※3をいう。
〈具体的例〉
※2 同一経路にある県発注の舗装工事と市発注の市道拡幅工事
※3 工事用道路の共有や工事の発生土を盛土材に流用する場合
- ③ 同一の場所又は近接した場所にあること
近接した場所とは、工事現場の相互の間隔が10km程度※4であることをいう。
※4 「10km」とは、相互の工事現場間の路程により判断する。
- ④ 発注者が承認すること

落札後かつ契約締結前に発注者の許可を受けること。なお、福岡県又は他市町村等が発注する工事との兼務については、いずれの発注者も認めるものであること。

第2章 会社代表者について

1 経營業務の管理責任者について

建設業法では、建設業の許可要件として、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす人を経營業務の管理責任者※5として置かなければならないこととされています。(建設業法第7条第1項、第15条第1項)

経營業務の管理責任者は、常勤とされており、建設業法その他の法令で専任を要する者とは、営業体及び場所が同一である場合を除いて兼ねることはできないとされています。(建設業法第7条第1項、建設業許可事務ガイドライン)

※5 経營業務の管理責任者とは、その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者を言う。(建設業許可事務ガイドライン)

2 会社代表者の工事現場に配置する技術者、現場代理人との兼務について

久留米市では、会社代表者を建設工事の現場に専任を要する主任技術者・監理技術者及び現場に常駐を求められる現場代理人として配置することを原則として認めていません。ただし、以下の場合については会社代表者の配置を認めることとします。

- ① 会社代表者が経營業務の管理責任者ではなく、かつ営業所の専任技術者でない場合
- ② 予定価格が3千5百万円(建築一式工事である場合は、7千万円)未満の工事(現場技術者の専任配置を求めない工事)の場合

第3章 現場代理人について

1 現場代理人の資格について

特別な資格は要しませんが、請負業者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

2 現場代理人の常駐義務について

現場代理人は、原則として工事現場に常駐※6することを義務づけています。(契約約款第10条第2項)

※6 「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別な理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

3 現場代理人の常駐を要しない期間について

以下のいずれかに該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。(契約約款第 10 条第 3 項)

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工事製作のみが行われている期間
- ④ 前 3 号に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間

4 現場代理人と工事現場に配置する技術者との兼務について

原則として、同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務することが可能です。ただし、同一請負契約でなくても、技術者及び現場代理人の兼務要件に該当する場合は、兼務が可能です。

5 現場代理人の途中交代について

現場に配置すべき技術者と兼務していない場合、変更は可能です。

ただし、事前に発注者又は監督職員との協議を行い、変更後の現場代理人がその現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことに支障がないと認めることを必要とします。

6 現場代理人の兼務要件の拡大（常駐義務の緩和）について

現場代理人は常駐を要することから、原則として他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

久留米市では、以下の要件に該当する場合のみ、二つの工事現場の兼務を認めることとします。

兼務申請手続きについては、市ホームページ（入札契約情報 > 入札・契約・請求手続き（工事・業務委託等））を参照して下さい。

- ① 兼務する工事の一方又は両方が、予定価格 1 千万円未満の土木一式工事であること。
- ② 近接した場所にあること
当面の間、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所であり、兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる工事で、かつ、監督職員と常に携帯電話等で連絡をとれる場合。
- ③ 発注者が許可すること
落札後かつ契約締結前に許可を受けること。なお、福岡県又は他市町村等が発注する工事との兼務については、いずれの発注者も認めるものであること。

会社代表者又は営業所の専任技術者の、技術者又は現場代理人との兼務について

	専任工事 配置技術者	非専任工事 配置技術者	現場代理人
代表者	原則× (注1)	○	原則× (注1)
営業所 専任技術者	×	○	原則× (注2)

注1) 会社代表者が経營業務の管理責任者でなく、かつ営業所の専任技術者でない場合は、配置可能です。また、会社代表者が営業所の専任技術者や経營業務の管理責任者であっても、予定価格が3千5百万円（建築一式工事である場合は、7千万円）未満の工事の場合は、技術者や現場代理人として兼務することを認めることとします。

注2) 営業所の専任技術者を現場代理人として配置することは、原則として出来ません。ただし、現場技術者の専任配置を求めない工事（予定価格が3千5百万円（建築一式工事である場合は、7千万円）未満の工事）については、兼務を認めることとします。